

野生生物法ネット ニュース

NEWS
No.5
2001 9.7

野生生物保護法制定をめざす
全国ネットワーク事務局：
〒169-0073
東京都新宿区百人町 2-5-5-205
TEL.03-3365-0416
郵便振替：00100-1-140878

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク事務局通信

CONTENTS： あるべき野生生物保護法制定に向けてネットワークの今とこれから
野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク シンポジウム
野生生物法ネット『2002年に向けた共通の目標』
新聞のニュースから 事務局からのお知らせ

あるべき野生生物保護法制定に向けて ネットワークの今とこれから

- (1) 法改正の骨子案を「2002年に向けての共通の目標」としてまとめました
- (2) 10月13日(土) 東京・代々木にてシンポジウムを行い、議論を深めます
- (3) 国会での法改正論議を求める署名活動を広げてゆきます

1999年鳥獣保護法改正と「野生生物保護法」

特定鳥獣保護管理計画の導入と地方分権への対応を主眼とした鳥獣保護法の改正が施行されてから1年余り。多くの課題を抱えながら、半ば見きり発車のような形で制定された改正法には、附則として、「施行後3年を目途として」「施行の状況について検討を加え」「必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」という、いわゆる見直し条項が付けられました。

そして附則にある「施行後3年」、つまり2002年が早くも目前に近づいてきました。この時行われる見直しは、1999年の鳥獣保護法改正が積み残してきたものを点検する絶好の機会と言えます。奇しくも2002年は、種の保存法が成立してから10年目にあたる年。世話人会ではこの機会に向けて、現在の「狩猟法を機軸とした鳥獣保護法」と「限られた希少種のみを対象にしている種の保存法」の間に落ちてしまっている野生生物保護の、あるべき姿を探る議論を広く巻き起こしていくべき、と認識しています。

環境省では、これからの法改正の施行状況の点検に向けて、検討会の設置を予定していると聞いています。これは、一昨年から昨年末にかけて、鳥獣法の改正施行にあたって専門家・NGOで構成された「野生動物保護管理検討会」*（羽山伸一日本獣医畜産大講師、当ネットワーク世

話人の吉田正人(日本自然保護協会常務理事と古南が委員を受任)の議論を継承するものとなるはずです。また移入種対策については別途、「移入種検討会」を設置して、「平成12・13年度の2年間で我が国の移入種問題の全体像を把握し、特に早急に対応する必要がある分野につき、対応の方針を明らかにするとともに、移入種取扱者等一般向けのガイドラインを策定する。」**等、本腰を入れて来ています。

また種の保存法においても変化がありました。この春、水産庁と環境省との間の協定が見直され、海生生物(水産資源保護法の対象種)であるジュゴンが国内希少野生動植物種の対象として検討されています。これは昨年10月にIUCN世界大会で沖縄のジュゴン保護のための勧告***が出された効果と思われるが、環境行政が前向きに進んできていることの現われとして大いに歓迎したいところです。

* <http://www.env.go.jp/nature/choju-kentokai/index.html>

** <http://www.env.go.jp/nature/in-yu-kentokai/kentokai.html>

*** <http://www.hoops.ne.jp/sea-jugon/dugongshiryo.htm>
<http://www.nacsj.or.jp/database/iucn/iucn-anmamreport-00.html>

いま何が必要なのか

それでは今、何が問題で、具体的にどのような法制度が必要なのでしょう。世話人会では、私たちネットワークとしてめざすべき新しい「野生生物保護法」の具体像についての議論を昨年夏から開始し、ほぼ月1回のペースで討議して来ました。現行の鳥獣保護法、種の保存法をはじめ、関連のある周辺の諸法律との関係なども勉強し、また野生生物保護の現場での問題点を把握するために本年2月には会員の皆さんと自治体担当者にアンケートをとりました。これらの議論から、当面の目標を、種の保存法と鳥獣保護法の改正により、目指すべき「野生生物保護法」を整備して行こうと決めました。

そして「2002年に向けた共通の目標(たたき台)」をまとめ、本年5月19日に東京都文京区で開催した拡大世話人会にて多くの出席者のみなさんと共に検討しました。さらに、ネットワークの構成団体である野生生物保全論研究会(JWCS)の法制度ワーキンググループにより別途起草された、鳥獣保護法と種の保存法の改正案骨子を併せ世話人会で検討し、最終的に「野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク 2002年に向けた共通の目標」として採択しました。

国会での議論に向けて

この「共通の目標」と呼応して、より多くの方に改正の趣旨に賛同していただくための署名活動も開始しました。この署名「鳥獣保護法の改正および野生生物保護法の制定を求める請願」は、第一次集約期限を12月として、さらに国会での審議に向けてできるだけ多くの方の署名を集めたいと考えています。用紙を同封いたしますので、ご協力頂ければ幸いです。

そして現在、より広い範囲の人々と「野生生物保護法」についての議論を深めるため、10月13日(土)にシンポジウムを開催するべく、準備中です。このシンポジウムでは、国会審議を控えて、あるべき野生生物保護のための法律の姿を考えて行きたいと考えています。種の保存法に関して、海外からもゲストを招く予定です。ネットワークのメンバーの皆さんはもちろんのこと、多くの方々のご参加をお待ちしております。関心をお持ちの方に広くお知らせいただければ幸いです。(文責・古南幸弘 当ネットワーク世話人(財)日本野鳥の会)

<野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク シンポジウム>

「野生生物保護法制定をめざして」

海外ゲスト(予)を招き「種の保護法」などが実際にどのように制定・運用されているかを学ぶと同時に、我が国における保護のあり方とあるべき法の制定について、法律家や現場の熱い声を聞きます。同じ会場で交流会を予定しています。ぜひみなさんお越しください。

日時：2001年10月13日(土) 13時～17時/交流会 18時～21時

第1部：海外ゲスト講演(予定)

「種の保存法」成立まで

第2部：現場からの報告

細川太郎(ジュゴンネットワーク沖縄)

井上剛彦(日本イヌワシ研究会クマタカ生態研究グループ)

板垣 悟(ツキノワグマの棲処の森を守る会)

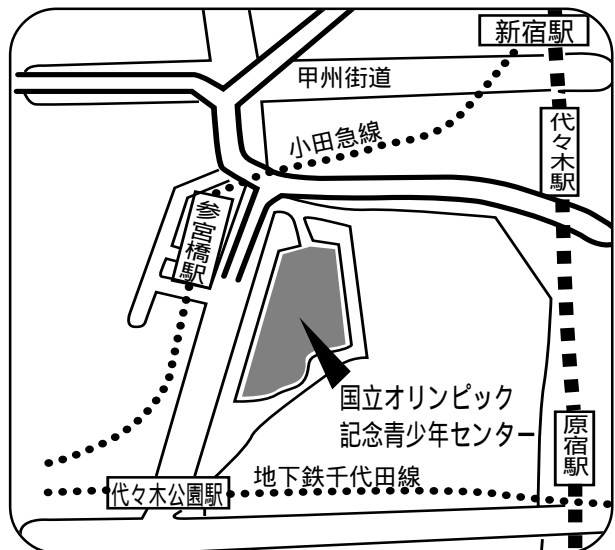
第3部：私たちのめざす野生生物保護法とは

坂元雅行(ネットワーク世話人)/野生生物保全論研究会事務局長

場所：国立オリンピック記念青少年総合センター

国際第1ミーティングルーム 東京都渋谷区代々木神園町3-1

詳細：野生生物保護法制定をめざす
全国ネットワーク事務局
〒169-0073
東京都新宿区百人町2-5-5-205
Tel. & Fax. 03-3365-0416
e-mail：
zb4h-kskr@asahi-net.or.jp
[http://www.asahi-net.or.jp/
zb4h-kskr/wildlife/](http://www.asahi-net.or.jp/zb4h-kskr/wildlife/)



野生生物法ネット「2002年に向けた共通の目標」

1. 種の絶滅を防止するのがせいっぱいの「種の保存法」を、特別の保護措置を必要としない状態にまで種を回復させる「野生生物保護法」へ改正する。
2. 狩猟及び鳥獣保護に関する法制度、水産資源保護に関する法制度、その他野生生物保護に関連しかつ早期の対応が特に必要と考えられる法制度を、「野生生物保護法」の趣旨に適うものへ改正する。

1の主な内容

- 1-1 種のレベルだけでなく、地域個体群を保護対象とする。
- 1-2 将来絶滅のおそれが生じる可能性のある野生生物についての予防的な保護措置を規定する。
- 1-3 レッド・データ・ブックを、保護対象の候補リストとして法律上位置づける。
- 1-4 「野生生物保護法」で、海生生物をも効果的に保護できるよう、水産庁の共管事項をもうける。
- 1-5 保護対象を回復させるための効果的な計画制度をもうける。
- 1-6 保護区外の生息地を破壊する行為に対する一定の規制をもうける。
- 1-7 ワシントン条約に違反して輸入された野生生物特にその製品を市場から実効的に締め出すために、譲渡規制のあり方を見直す。
- 1-8 保護対象となっている国内の野生生物(地域個体群含む)に類似しているなどそれらの違法取引を効果的に取り締まるために、あるいはそれら野生生物が遺伝子汚染その他の悪影響を受けるおそれを防止するために規制が必要な種について、その輸入を禁止する。
- 1-9 法律の効果的実施を確保するため、市民による監視とその意見反映をはかるための手続をもうける。
- 1-10 保護対象の指定や計画制度の策定に科学的知見を反映させるため、中立の科学委員会をもうける。
- 1-11 地方自治体が条例に基づいて積極的に施策を展開するための根拠規定をおく。
- 1-12 本法の罰則に違反した者を取り締まる司法警察員をおく。
- 1-13 本法施行のための特別な財源措置について法律でさだめる。

2の主な内容

- 2-1 狩猟及び鳥獣保護に関する法制度、水産資源保護に関する法制度の目的に、生物多様性の保全あるいは自然環境の保全を掲げる。
- 2-2 狩猟及び鳥獣保護に関する法制度、水産資源保護に関する法制度に、市民による監視とその意見反映をはかるための手続をもうける。
- 2-3 野生鳥獣による農林水産被害に対する実効的な補償制度を整備する。
(以下4～13は、特に狩猟及び鳥獣保護の法制度に関して)
- 2-4 全国を原則禁猟とし、狩猟は管理猟区で行うこととする。
- 2-5 鳥獣保護区制度を、生物多様性の保全を目的とした制度として法律上位置づける。
- 2-6 鳥獣の保護繁殖、危険の予防とともに法律の目的とされている「有害鳥獣の駆除」に

- 替え、「農林水産業に対する被害の防止」を法制度の目的とする。
- 2 - 7 有害鳥獣駆除の野生生物保護に対する悪影響を必要最小限にとどめるため、捕獲許可の基準・手続をもうける。
 - 2 - 8 有害鳥獣駆除に基づく実際の捕獲を、公的機関が行いあるいはその実施を公的機関が効果的に監視する制度をもうける。
 - 2 - 9 野生鳥獣に対する違法取引、遺伝子汚染その他の悪影響を防止するため、鳥獣等の輸入規制を強化する。
 - 2 - 10 有害鳥獣駆除における捕獲個体の利用を禁止する。
 - 2 - 11 野生動物に苦痛を与え、あるいは無差別殺傷するわなを禁止する。
 - 2 - 12 野生鳥獣の愛玩飼養を全面的に禁止する。
 - 2 - 13 生物多様性保全の観点から野生鳥獣保護の業務を行う専門家を育成し地方自治体に配置するための制度をもうける。

以上

環境省は今年度、生物多様性国家戦略の改定を行うため、有識者による懇談会を開催していますが、8月24日に開かれたこの第6回の会合で、種の保存法を強化して「野生生物保護法」を制定すべき、という提言が出されました。まさに私たちの目標と同じ趣旨です。

08/25 03:05 毎日新聞から

<野生生物保護> 環境省懇談会 身近な自然も対象に

環境省の生物多様性国家戦略懇談会（座長・小野勇一九州大名誉教授）は24日、自然保護の対象を従来の希少種や手付かずの自然から、里山など身近な自然にまで拡大すべきだとする、新しい自然保護の基本方針をまとめた。身近な自然が急速に消滅している国内の現状を反映し、国土全体を保護対象にするよう発想の転換を促している。野生生物については、現在の「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」を強化し、身の回りの野生生物にも対象を拡充した「野生生物保護法」の制定を提言した。

環境省は今後、中央環境審議会自然関係部会でこの基本方針を検討し、今年度中の改定が予定される、生物の多様性を保全するための「生物多様性国家戦略」に反映させたい考えだ。

学識経験者でつくる懇談会がまとめた基本方針は、自然保護の対象を国土全体に大きく広げた。自然保護関連で起きている全国の問題ケースの6割が、国立・国定公園以外の自然保護の網のかけられない場所で発生している、という同省の調査結果を踏まえた。

その上で、国土の自然を「源流部や脊梁（せきりょう）山脈」「里山」「都市部の人工的な自然」の三つに大きく分け、タイプ別に具体的な方針を示した。源流部では人為干渉を低く抑えるが、里山では、環境NPO（非営利組織）による保全活動など人為的な干渉が必要とした。「手付かずの自然を守る」という従来の発想に基づいている国立公園や鳥獣保護区など既存の制度については、区域の拡充や地域の特性に応じた管理の充実など旧制度の見直しを求めた。

一方、野生生物に対しては、ごく普通の種が絶滅に向かわないための予防的対策への転換を訴えた。現在の「種の保存法」は、絶滅の恐れのある種が保護の対象だが、普通の種であっても、絶滅に向かわないように地域の個体群を維持するための保護対策などを盛り込んだ「野生生物保護法」の制定が必要とした。また、渡り鳥の保全のため、繁殖地、中継地、越冬地の全体を通しての保護の重要性を指摘するなど、生態系の視点を取り込んだ総合的な制度の構築を求めている。【吉川学】

野生生物保護法制定を求める署名活動を開始しました。署名用紙は事務局にたくさん用意してあります。部数をお知らせください。早急に送ります。

事務局から

1999年から2年間力不足ながら事務局長を勤めてきましたが、一身上の都合から辞任させていただきますことになりました。いろいろお世話になりました(倉澤七生)。

事務局の手伝い: ニュース発行、資料整理、連絡等募集中です。

早々と2年目の会費を収めてくださったみなさん、ありがとうございます。まだの方も、よろしく願います。

日頃の各地の情報歓迎。投稿も願います。

2号でご紹介した資料は10/13シンポジウムには配布できる見通しです。ご迷惑をかけて申し訳ありませんが、もうしばらくご辛抱を。

入会のご案内

年会費・個人 ¥3,000円 / 1口

団体 ¥6,000円 / 1口

7月(創立時)から1年間

振込先

(郵便局)振替口座 00100 - 1 - 140878

加入者 野生生物法ネット

通信欄に1.住所・氏名 2.職業 3.団体名 4. Eメール

(銀行)さくら銀行・麹町支店

普通口座 8482066

加入者名 野生生物法ネット

別途はがきで1.住所・氏名 2.職業 3.団体名 4. Eメール

を会員申し込みとお書きの上、付け加えてください。

団体申し込みの場合は、代表者・担当者名もお忘れなく。

ネットワークの連絡体制

会員には、適宜ニュースレターをお送りするほか、電子メールまたはファックスによる情報提供をいたします。

メーリングリストの登録を希望される方は、

e-mail:zb4h-kskr@asahi-net.or.jp まで、以下を記入して申し込んでください。

subscribe wildlife-law < 貴方のメールアドレス > end / 住所、氏名、電話、ファックス